

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面(63)

【甲全第575号証について(連番112)】

2019年5月28日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

本準備書面は、原告らが、今般提出した、「原発事故～新規制基準と住民避難を考える」（甲全第575号証）について、特に留意して頂きたい点について指摘し、原子力規制委員会による原発推進のための司法対策マニュアル『实用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について』（乙全第181号証、以下「考え方」という）の問題点、根本的な誤り（原発事故災害と原発技術の特殊性に対する極端な軽視等）、原発再稼働に係る科学技術上の諸問題（不十分な過酷事故対策、基準地震動と耐震性の問題、火山の影響、老朽化、大量の使用済み核燃料と高レベル放射性廃棄物の危険性）や若狭原発群の脅威の概要を明らかにするものである。

記

第1 第1章・原子力規制委員会「新規制基準の考え方について」の問題点（5頁～）（論点一覧表第4の1、連番が付されていないため新たに連番112とする）

本章は、原子力規制委員会は原発再稼働推進のアクセル役になり、批判意見を切り捨て、司法に影響を及ぼし、新規制基準と審査の正当性を主張していること、及び、その欺瞞性と不当性を明らかにするものである。

1 原発再稼働を推進する『新規制基準の考え方について』（6頁～）

本項では、「考え方」が出されたねらい、欺瞞にみちたその内容について説明がなされている。

(1) 「考え方」の主目的は再稼働推進のための司法対策（6頁～）

ここでは、「考え方」が、2014年5月21日福井地裁による大飯原発3・4号機運転差止判決を皮切りに、電力会社の敗訴が続くもと、裁判・訴訟対策を主要目的として作成されたものである、とりわけ、2016年3月9日の高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定において、大津地裁が、福島第一原発事故の「原因究明を徹底的に行うこと」に「意を払わない」関西電力や原子力規制委員会の姿勢批判とともに、「このような姿勢」で基準を作ったことに「非常に不安を覚える」とし、新規制基準そのものを問題にしたこと（資料1として仮処分決定引用）に対する反論のため作成されたものであると指摘されている。

(2) 欺瞞に満ちた「考え方」（7頁～）

ア 新規制基準適合は安全の保障ではない

ここでは、原子力規制委員会のホームページにおける説明や原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」での記述（「規制基準を満たせば事故が起きないという誤解を再び生まないためにも」云々）を踏まえて、基準を満たしても安全性が保障されず、もっと高いレベルにする必要がある未熟な新規制基準であると指摘し、合理性や正当性に疑問を呈している。

イ 被害を語らず、欺瞞的な方法で「人格権」を侵害

ここでは、「考え方」が、福島第一原発事故がもたらし、今なお続く深刻な被害の実態を全く語っておらず、福井地裁が、人格権に最高の価値があり、原発による利益に勝るとした根本問題（資料2 福井地裁判決 2014. 5. 21 参照）にも全く触れていないことを踏まえ、「考え方」は原発事故による放射線被ばくのリスクを国民に押し付け、事実上人格権の侵害を正当化する主張を展開していると指摘されている。

ウ 起り得る過酷事故を無視する新規制基準（8頁）

ここでは、新規制基準は、シビアアクシデント対策が全てうまく機能することを前提としており、国際原子力機関（IAEA）が示す「深層防護」の考え方に根本的に違反していると指摘されている。

深層防護の第5層は、シビアアクシデント対策の失敗を想定し、その場合でも、適切な避難計画によって住民を保護するものであり、しかも、この時に想定すべき事故の規模が、セシウム137放出量が100TBq以下のはずがなく、結局、過酷事故は起きないとする欺瞞であり、新たな安全神話に他ならないと指摘されている。

エ 都合の悪い「立地審査指針」を実質廃棄（8頁～）（連番2）

ここでは、原子力規制委員会の欺瞞は、原発の設置場所の適否を判断するための「立地審査指針」を新規制基準に採用しなかったことにも現れていると指摘されている。

福島第一原発事故では立地審査指針の条件を満たさなかったことは明らかで、他の原発も炉心溶融を想定すれば軒並み不適合になる可能性があり、これでは再稼働ができないため、原子力規制委員会は立地審査指針そのものを採用せず、事実上は廃棄したとされている。

さらに、「考え方」が、実質廃棄の理由を正当化しようとしていることに対して、第1に原発設置を判断する立地条件ではなく、設置後の事故対策へのすり替えである、第2に、過酷事故対策の失敗を想定していないこと、第3に、フィルタ・ベントにより原子炉格納容器内部の圧力を下げること成功しても、安全は保障されないこと（放射性希ガスがフィルタで吸着・除去できずに外部に流出するから）、第4に、原子炉格納容器破損に至った場合、効果的な放射性物質拡散抑制対策があるとは考えられないとして、問題点を指摘している。

2 「相対的安全性」を理由に被ばくリスクの受忍を迫る『考え方』（10頁～）（論点一覧表第4の1（連番112）（6）（7）（8）、連番1-2）

(1) リスク押しつけの論理展開（10頁～）

ア 「科学技術にリスクは付きもの」

ここでは、「考え方」は科学技術はリスク覚悟で使うものという考え方を押し付けていると指摘されている。

イ 原発を科学技術一般と同列視

ここでは、「考え方」は、科学技術はリスクを前提に使うものであると説いた後、その考え方を原発に直結させており、原発を使用することを前提に、他の科学技術と同様に、「相対的安全性」の立場に立ってリスクを受け入れることが当然であると決めつけており、福島第一原発事故の実相から明らかになった原発の技術や事故の異質性、他の科学技術とは同列に置けない特殊性があること（第2章で詳述）を意識的に無視していると批判している。

ウ 住民への被ばくリスクの押し付け

「考え方」の導く結論が、住民等が原発事故による放射線被ばくをしても「一応安全」というのと同じであり、「考え方」においては、そもそも原発で求められるべき安全性のレベルをどこに置くかという議論が欠けていると指摘されている。

(2) 役割と任務を放棄する規制委員会（11頁）

ここでは、「考え方」は福島原発事故の教訓は不要といわんばかりの主張をしており、原子力規制委員会設置法第1条で、規制委員会は、「(事故)防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」とされ、第3条では、

その任務として「国民の生命、健康及び財産の保護、環境保全」が明記されているが、原子力規制委員会は、その役割と任務を放棄していると指摘されている。

3 原発にこそ必要な「予防原則」（12頁～）

(1) 原発リスクと安全性レベルについて（12頁）

ア 福島第一原発事故のような事故は万が一にも許されないこと

ここでは、原発に求められるのは、技術の異質な危険性と被害の破滅性から「福島第一原発事故のような事故が万が一にも起こらないレベルの安全性」であると指摘されている。

イ 地震・津波・火山に対する備えを万全にすること

ウ 使用済み核燃料・高レベル放射性廃棄物への対策

ここでは、使用済み核燃料・高レベル放射性廃棄物への対処が重要課題であり、管理が破綻すれば破滅的な事故になる可能性があること、及び、他の科学技術にはない未来世代に影響する万年単位の課題であるため、冷却や隔離管理の根本的な再検討の必要性があると指摘されている。

エ 実用運転では許されない試行錯誤

ここでは、実用運転をする以上は、完全なものが要求され、それができなければ、「予防原則」が適用されるべきと指摘されている。

(2) 危険な科学技術を制限する「予防原則」（12頁～）

ア 「予防原則」とは何か

ここでは、「予防原則」の内容について説明されている。

イ 原発こそ「予防原則」の対象

ここでは、「深刻なあるいは不可逆的な被害のおそれ」はまさしく原発事故の際の放射性物質による被害の特徴であり、原発こそ真っ先に適用すべき対象であること、2015年4月14日福井地裁による高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定が、「予防原則」という英知に添った判断であると指摘されている。

(3) “原発否定は科学技術否定”という暴論（13頁～）

ア 福井地裁判決は「ゼロリスク論」にあらず

ここでは、福井地裁判決（2014年5月21日判決）は「新しい技

術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなる」と明記し、科学社会一般に対してゼロリスクを要求していないこと、「技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められる」というどの科学技術にも共通の要求をし、これを原発に適用し、原発の危険や被害の大きさに応じた安全性を求めたものであると指摘されている。

イ ゼロリスク要求と思うのは特殊性への無理解

ここでは、他の科学技術や事故災害と比べ、原発技術に異質な危険性があり、原発災害の深刻さが程度（量）、態様（質）ともに大きく違うという“特殊性”があり、被害があまりにも壊滅的かつ不可逆的であるため、原発を他の技術と同列に考えてはいけなところ、「考え方」が「科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはない」と述べるのは、「特殊性」を無視していると指摘されている。

4 受忍リスクを決めるのは規制委員会ではなく社会（15頁～）

ここでは、「考え方」が、原発に関して社会が受忍すべきリスクを決める権限が原子力規制委員会にあると主張していることを批判している。その批判の骨子は、①原子力規制委員会には、社会が求める安全性のレベルを決める専門性がないこと、②原子力関係の専門家に対する国民の信頼は大きく後退したこと、③本来専門性を発揮すべき科学技術の分野についても、専門性が問われていること、であり、③の具体的内容として、島崎邦彦元原子力規制委員会委員長代理が提起した入倉・三宅（2001）の式の適用手法についての問題、火山ガイドの不合理性、新規制基準自体がコアキャッチャー、格納容器の強化など、世界標準になりつつある装備を求めていること、そもそも原子力規制委員会には、「科学の限界」についての自覚がないこと等が指摘されている。

これらの内容は、原告らが準備書面（32）35～42頁、同（53）5～7頁で主張した内容と同旨である。

第2 第2章・原発事故災害および原発技術の特殊性（17頁～）

本章は、原発事故災害は世代を超え地域社会と自然環境に不可逆的被害

をもたらすこと、原子力規制委員会の規制の根底に、原発事故災害と原発技術の特殊性に対する極端な軽視があることを示すものである。

1 原発事故災害の特殊性とは（18頁～）（論点一覧表第1の1、連番が付されていないため、新たに連番113とする）

(1) 空間的にも時間的にも健康影響でも異質の被害（18頁～）

原発事故災害は、その特殊性として、第1に、たった1回の事故によって地域社会と環境に甚大な被害を与える広域破滅性を有している。第2に、原発事故災害には、長期にわたる避難と世代を超える被害や汚染など、個々人の人生を壊し未来を変え、地域社会も自然環境も二度と元に戻せないという、際立った不可逆性がある。第3に、原発事故災害には、放射線被ばくの回避が難しく被害の実態も分かりにくいなど、被害の防御と対処の困難性がある。

(2) 三つの異質性による「死滅」の危険（19頁）

このように原発事故は、空間的にも時間的にも健康被害でも異質の被害をもたらすもので、規模によっては“地域・国の死滅”或いは“人類の生物種としての変容或いは死滅”すら、もたらすものである。

(3) 規制委員会は「特殊性」をどうとらえているか（19頁）

原子力災害対策指針でも、「原子力災害の特殊性」が指摘されている。

にもかかわらず、『考え方』では、「放射性物質が外部の環境に放出」することがあっても「災害の防止上支障がない」として当然視しており、その結果、原発の危険性や原発事故の深刻さに見合った安全対策のレベルが非常に低く設定されていると指摘されている。

2 原発技術の特殊性とは（20頁～）（連番1、112、113に関わる）

(1) 桁違いに巨大なエネルギーの危険性（20頁～）

原発事故災害の特殊性の根底には、原発が原子核の核分裂反応を利用している、という特殊性がある。核分裂のエネルギーは化学反応の100万倍であり、その莫大なエネルギーは熱となり、冷却の失敗で燃料棒が溶け、すぐ大事故につながる。原子炉は燃料棒が溶ける寸前の状態で綱渡り運転をしているようなものである。

(2) 核分裂後にできる大量の放射性物質による危険（21頁）

核燃料を燃やした後にできる「死の灰」と呼ばれる放射性物質は、燃料

棒中に蓄積され、1年間の運転で元のウラン燃料の約1億倍もの放射能を有するようになる。核分裂とは別に、「死の灰」自体も「崩壊熱」という熱を出し、当初は化学反応の7万倍もの熱を出す。したがって、核分裂の停止後であっても、燃料棒の冷却ができなければ、最悪の場合20分前後でメルtdown（炉心溶融）が始まる。

(3) 制御困難な課題だらけ（21頁～）

原発では、原子炉内に燃料棒を入れたままで運転し、核燃料をすぐに抜き取ることは不可能であるから、非常事態になっても燃料供給を断つという方法が取れず、短時間で燃料が尽きることもなく、時の経過とともに事故が拡大する。これは、運転停止という単純な基本操作によって被害拡大を防止できる他の技術と異なった、原発が持つ本質的な危険性であり、技術的にも致命的欠陥である。

(4) 終わっても安全を脅かす使用済み核燃料（22頁）

2018年3月末時点で、日本には、原子炉の平均装荷量の約180基分の使用済み核燃料があり、地震等により使用済み核燃料プールやその冷却機能が壊れた場合、1原子炉のメルtdownをはるかに超える放射性物質が拡散する巨大大事故につながる危険性がある。また、使用済み核燃料を「再処理」した場合でも、後に残る高レベル放射性廃棄物の長期の隔離管理という難問があり、高レベル放射性廃棄物が元のウラン燃料並みの放射能になるのに、およそ10万年もの期間がかかり、その間、人に危害が及ばないように隔離管理するのは至難の業である。「地層処分」が計画されているが、巨大地震が頻発する日本列島で万年単位の安定地層などありえない等と指摘されている。

第3 第3章・避難計画と深層防護（23頁～）（連番18）

本章は、日本の避難計画が、国際水準と比較して不十分であること、自治体だけに責任を負わせていること、緊急時モニタリングに必要な自治体職員の確保に問題があること、発電所外で作業する人の被ばく限度の問題、段階的住民避難が被ばくを前提とすること、避難計画における避難時間の推計が実効的でないことを示すものである。

1 はたして日本の避難計画は国際水準か？（24頁～）

ここでは、まず、原子力規制委員会設置法と確立した国際基準との関係を明らかにしている。原子力規制委員会設置法第1条は「確立された国際的な基準」を踏まえて施策を実施することとされているが、この「確立された国際的な基準」とは国際原子力機関（IAEA）が安全基準としてまとめている一連の文書を基本としたものである。

IAEAの安全基準として制定されたINSAG-10や原子力安全条約では深層防護が取り入れられた。深層防護では、シビアアクシデント対策が失敗した場合に備えて、外部への放射性物質放出への対策として第5層が位置付けられた。この第5層は原子力防災に関するもので放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和、オフサイト（原発周辺）の緊急時計画により被害を緩和することを定めている。

次にアメリカでの避難計画の位置づけを明らかにしている。アメリカでは、原発サイトの認可を申請する電力会社は、原子力規制機関であるアメリカ合衆国原子力規制委員会（NRC）の承認を取得するために、連邦政府や地元自治体との調整をした緊急時計画を提出する必要があるとされている。

すなわち、避難計画を規制用件として深層防護の考え方を適用する原子力規制体制が確立されている。

翻って、日本では避難計画はどのような位置づけになっているのか。原子力規制委員会作成の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」では、結論として、避難計画の実効性の評価や審査は、規制委員会の権限外であり、規制基準の中に避難計画を含める必要はないとしている。すなわち、原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」を含め、第1層から第4層までしか原子力事業者に対応を求めず、第5層の住民等の放射線防護については全く関与する必要は無いとの立場をとり続けており、日本の新規制基準は、「確立された国際的な基準」を踏まえたものになっていないと指摘されている。

2 自治体だけに責任をお寄せた避難計画（28頁～）

日本ではどこが責任を持って避難計画を策定することになっているのか。

国は、原子力災害対策指針の中で、「原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。」としている。すなわち、地方自治体の

責任で避難計画を作り実施したほうが効率もよく役に立つだろうということである。そして、避難計画を含む地域防災計画の策定は原子力規制委員会ではなく地方自治体の責任とされている。

しかし、原子力災害は住民の命と健康を危険にさらし、日々の営みを奪い、地域社会を解体へと導き自然・環境も破壊するという、大規模で長期間にわたる不可逆的破壊をもたらす災害であり、他の自然災害にはない特殊性がある。例えば、平時から環境モニタリングを実施したり、原子力災害に対応できる人員を育成、確保したり、自然災害対応とは異なる特殊な機材や資材を確保・配置・保守管理する必要性が生じる。

しかし、このような原子力災害の特殊性に起因する課題と対応については十分明らかにされていない。原子力災害の特殊性は軽視ないし無視されている。

3 避難計画初動の重点 緊急時モニタリングの課題（33頁～）

放射性物質や放射線は人が五感で感じることはできないので、モニタリングが重要な役割を果たす。原発事故時に実施する緊急時モニタリングは、放射線防護措置を実施する上での判断材料を提供することと、住民等と環境への放射線被害の評価材料を提供することを目的としている。

そのため、事故直後に国、自治体、原子力事業者が連携してモニタリングを実施するために、それぞれの職員から構成される緊急時モニタリングセンター（EMC）が設置されることになる。

このEMCに派遣する自治体職員の確保が大きな課題となっている。例えば、現場での放射能測定などを行う測定分析担当の都道府県グループでは、線量測定と試料採取に各々8チーム、合計16チーム、32～48人もの要員を配置しなければならず、その大多数を自治体職員が担わなければならないことになる。原発事故発生時に、自治体職員は膨大な規模で防災業務に就かなければならず、事故直後にEMCに参集して緊急時モニタリング業務にほぼ専任で就く自治体職員を確保するのは極めて困難である。

4 事故・防災業務者の被ばく限度の課題（38頁～）

わが国には労働者の被ばく限度等を定めた電離放射線障害防止規則があったが、福島第一原発事故の際には、政府は現場作業にあたった労働者の被ばく基準を250mSvまで引き上げる期間を限定した特例省令を作った。

さらに、労働者の被ばく限度を厚生労働大臣の権限で一気に250mSvまで引き上げる電離放射線障害防止規則等の改悪を行った。労働者の命や健康を軽視するものである。

原発事故が起こると、多くの国・自治体職員や民間事業者が最前線で業務を行うことになる。例えば、モニタリングに関わる自治体職員、病院や福祉施設の保健医療関係者、避難住民の輸送をするバス等の運転手、道路などインフラの復旧や維持にあたる民間事業者がいる。

しかし、これらの防災業務に従事する者の放射線防護基準は明確に示されず、その対応は自治体に任されているのが現状である。

自治体とバス会社をはじめとした民間事業者との間で原発事故の際の対応について協定締結が進められているが、事業者団体や本社との協定が主である。新潟県が実施した、県内の主要バス・トラック運転業務従事者に対するアンケートの結果をみると、「福島第一原発事故のような事故が起きた場合、UPZ30km圏内で住民搬送や物資輸送する業務に、自治体から会社に依頼があり協力することとなった場合、区域内に行っていただけますか。」という質問に対して、回答者の65%が「行かない」と回答している。すなわち、現場労働者の様々な条件を踏まえたものとなっていないために、避難計画に実効性がないものになっている。

5 避難時間の計算は信頼に足りるのか（41頁～）

各自治体は避難時間の推計をして住民避難の計画を策定している。しかし、推計の前提となる条件設定や、実効性、実現性に多くの問題がある。例えば、福島第一原発事故の際には自身や津波による被害で使用できなくなった道路があったり、道路や橋にできた亀裂で車両がパンクして動けない事例が続発したが、避難時間推計にあたっては地震、津波、台風、暴風雨などについては想定しておらず、原子力災害と自然災害の複合災害は想定されていないという問題がある。

そして、最大の問題点は、責任を持つべき国、規制委員会、電気事業者、自治体がその実効性・実現可能性を検証せずに評価していないことである。

避難時間推計にあたっては、自治体の指示に従って避難指示が出されるまでは避難行動を取らないということを前提としている（段階的避難）が、そのような前提は机上の空論である（住民は自治体の指示とは無関係に被

ばくを避けるために一斉に避難を開始する可能性が高い。)

また、UPZ区域(5～30km圏内)では、住民は被ばく後からしか避難指示が出されないことになっており、被ばくを前提とした避難計画にならざるを得ないのが現状である。

第4 第4章・原発・政府・自治体の初期対応—3・11福島第一原発事故24時間の経過と教訓(47頁～)

本章は、福島第一原発事故24時間の原発、政府、自治体の具体的経過を追いながら、自治体が住民を守るには厳しい覚悟が求められることを示すものである。

- 1 大きく遅れた「原子力緊急事態宣言」(49頁～)
- 2 政府・東電のベント、大量放射性物質放出の決断と住民避難指示(51頁～)
- 3 被災15時間後突然の全町避難 地震・津波災害から原子力災害対応へ(53頁～)

第5 第5章・原子力安全協定の法的性質と自治体の役割(57頁～)

本章は、原子力安全協定の効力に対する疑問がある中、協定の法的性質、隣接自治体を含む協定締結権の法的根拠を明らかにし、また、先進的な協定とともに自治体の役割と課題を示すものである。

第6 第6章・原発再稼働に係る科学技術上の諸問題(65頁～)

本章は、地震火山大国日本では世界一厳しい原発規制と最大限の安全対策が必要であるが、実際は規制も安全対策も不十分なこと、老朽化、大量の使用済燃料、事故廃棄物などの危険性を示すものである。

- 1 世界最高に程遠い過酷事故対策(66頁～)(論点一覧表第4の1・連番112、連番85、第4の6(6)・連番が付されていないため新たに連番114)
 - (1) 「世界最高レベルは欺瞞」、EPRの安全設備より劣る新規制基準(66頁～)(連番112、連番114)

フランスのアレバ社が福島第一原発事故以前に開発したEPRは、安全

性を高めた最新の原子炉として欧州で認証されているが、新規制基準の要求水準をEPRの装備と比べると劣っているといわざるを得ない（表1参照）。

ア 重要設備の多重性

EPRは、非常時の電力、給水などの安全上重要な設備に、共通要因故障を避けるため、完全分離した4系統があるが、新規制基準は2系統に過ぎない。

イ 過酷事故進展防止の装置コアキャッチャー

またEPRは、格納容器破損に至るのを防ぐ目的で設置されるコアキャッチャーを義務づけているにもかかわらず、新規制基準は、義務づけをせず、同様の性能を持つ対策があればよいとしている。そのため、電力会社が示す過酷事故の進展防止対策は、メルトスルー前に予め原子炉下部に水を張り、落ちてくる溶融炉心を水槽で受け止めて冷やすというものであるが、これは水素爆発、水蒸気爆発等を防げないばかりか、逆に格納容器の破損をもたらす危険性が高い。

ウ 航空機衝突に耐える格納容器の壁の強度

さらにEPRでは大型旅客機の衝突に耐えるために、格納容器の壁の厚さ合計が2.6mという二重の強化コンクリートになっているが、新規制基準では破損した場合の対応の規定しかない（例えば、高浜原発1・2号機は、剥き出しの鋼鉄製であった格納容器上部を、新規制基準後に厚さ約30cmの鉄筋コンクリートで覆っただけ）。

(2) どの原発も水素爆発の危険性（論点一覧表第9の5・連番85）

ア 各電力会社が勝手な条件で水素濃度計算

新規制基準の審査ガイドは、爆轟防止のために、格納容器内の水素濃度が13%を超えないことを要求している。しかし、各電力会社は、各原発によって水素濃度算出の条件が異なっている。本来、不確かさを見込み、安全側に立って最大の反応量を想定することが必要であるにもかかわらず、電力会社は恣意的に解析条件を変え、しかもそれを規制委員会が容認し許可した。

イ イグナイタは水素爆発の誘因になる危険

イグナイタ（電気式点火装置）は、格納容器内に複数台（高浜3・

4号は13台)設置し、低濃度の段階で水素を強制的に燃やし、濃度を下げる方法である。しかし、これは作動に運転員の判断と操作及び交流電源が必要であり、タイミングよく低濃度のうちに作動させられるとは限らないこと、また格納容器内での濃度むらがありうるため、点火がかえって水素爆発の引き金になる可能性もある。

(3) 労働安全衛生規則に反する対策（論点一覧表第9の6・連番86）

労働安全衛生規則249条では、「水蒸気爆発を防止するため、溶融した高熱の鉋物を取り扱うピット」で講じなければならない措置として、地下水や作業用水又は雨水が「内部に侵入することを防止できる」構造を求めている。電力会社が採用し規制委員会が承認しているキャビティ方式は、水蒸気爆発という大きなリスクをはらみ、危険極まりないものである。

また同じく280条では、「引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具」を使う場合に、「防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない」としている。一般の作業現場で禁止される危険な作業や装置が、破滅的な被害をもたらす原発において、事実上推奨されているのは、狂気の沙汰である。

2 基準地震動と耐震性の問題点（70～75頁）

(1) 設計基準地震動には合理性がない

ア 不十分な耐震設計の出発点 基準地震動

本来、その原発を襲う最大の地震動であるはずであって、これを超える地震動が原発を襲うなどという事態があってはならないはずなのに、2005年以降5回にわたって基準地震動を超える地震動が全国の原発を襲ったことは、訴状62～63頁、原告ら準備書面4の10～12頁でも記載したところである。

イ 改善されない策定方法（連番11-2）

ここで指摘されている「地震の平均像を基に基準地震動を策定する手法」の問題点は、原告らが各準備書面で再三主張しているところである。また、断層モデルから震源の大きさを推定する際に電力会社や原子力規制委員会が固執している「過小評価になる方法」とは、入倉・三宅式のことである。この問題は、(3)で詳説されている。

ウ 過小評価になる方式を採用（連番４２）

ここでは、原子力規制委員会が島崎邦彦東京大学名誉教授の意見を無視して入倉・三宅式に基づく地震動の策定を是認していることを批判しているが、これは、原告らが、準備書面（２２）、（３１）、（３８）で再三主張してきた内容である。

エ 最新の科学の成果を無視（連番４３）

ここでは、２０１７年４月２７日のレシピの改訂の趣旨を踏まえ、「入倉・三宅式」「武村式」の両方式で計算し、安全側に立って厳しい結果の方を採用すべきと主張しているが、ここに「入倉・三宅式」「武村式」と言っているのは、原告らが準備書面で「(ア)の方法」「(イ)の方法」と表現しているものの簡略化した表現であり、この部分の主張は、原告ら準備書面（３１）、（３８）で主張と同じ趣旨である。

(2) 連続大地震は想定せず（連番６１）

原発の耐震設計では、基準地震動クラスの強震動が連続して原発施設を襲うことは想定されていない。原発の耐震設計においては、基準地震動クラスの強震動によって耐震重要施設が塑性変形することが許容されているところ、塑性変形した耐震重要施設が二度目の基準地震動クラスの強震動に襲われた場合、機能を喪失する恐れが強い。

このことは、原告ら準備書面２０の８～９頁で指摘したところである。

なお、京都大学工学研究科竹脇出教授グループによって、震度７に２回耐えるには１回耐える場合の１．５倍の強度が必要であることを示された旨の記載がある（７３頁左段）が、この新聞記事は、次のとおりである。

震度7の連続地震、耐震強度1.5倍必要 京都大解析

京都新聞 5月11日(水)9時25分配信

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160511-00000004-kyt-sctch>

熊本地震のような2回の震度7の地震に建物が耐えるためには、現行の耐震基準より5割増の強度が必要になることが、京都大工学研究科の竹脇出教授(建築構造学)の研究グループの解析で分かった。1回の震度6強～7の地震に耐えることしか想定していない現基準の建物では、立て続けに震度7級の大きな揺れに襲われると倒壊の危険性があるという。

熊本地震では、4月14日夜に続き、16日未明にも震度7を観測した。14日の地震には耐えたが、16日の地震で倒壊した建物もあり、「2回の震度7」への建築物の対応が新たな課題として浮かび上がった。

竹脇教授は、地震時における建物の揺れや必要な強度を精度よく計算する手法を独自に開発しており、2回の震度7を耐えるのに必要な強度を算出した。建物は、1回目の地震によるダメージで一定の変形が残るために、揺れに対する抵抗力が低下する。その上で、震度7にもう一度耐えるためには、1回耐える場合の約1.5倍の強度が求められる結果となった。

震度7の揺れを受けた建物は変形の幅が建物の全体幅と比べて小さいために、再度同クラスの揺れに耐えうるかどうかは、外観だけでは判断できず、専門家による詳しい調査が必要になる。変形のために低下した耐震性を再び確保するためには、大幅改修か建て直しが必要となる。

建物の強度は柱や壁、はり、筋交いなどの設置状況で決まる。竹脇教授は「既存の住宅では、地震の揺れを吸収する制震ダンパーなどを設置することでも耐震性を向上させることができる。今後、現在の耐震基準の見直しも必要になるだろう」と話している。

(3) まともな耐震補強対策なし

ア 重要度分類のおかしさ(連番4、20)

ここでは、耐震重要度分類の問題点が指摘されている。原告らも、外部電源や(原告ら準備書面(32)51～52頁)、使用済み核燃料プールの冷却設備(原告ら準備書面21の10～11頁)、使用済み核燃料プールの計測装置(原告ら準備書面21の11～12頁)等について、その不合理性を主張しているところである。

イ 実際の耐震補強のサボタージュと不正(連番58)

基準地震動のかさ上げにもかかわらず、実際の耐震補強工事は限定されており、基準地震動のかさ上げは、実態は安全余裕の食いつぶしであることは、原告ら準備書面10の3～4頁で主張したところである。

ウ 可搬式による事故対応は破綻する（連番 8 2）

新規制基準が可搬式設備による事故対応を認めたのは、コスト面での配慮から、付け焼刃的対応を認めたに過ぎない。地震や津波等の自然災害と原発事故が重なる複合災害時、敷地の陥没、隆起、瓦礫、浸水、余震等によって可搬式設備が予定の機能を発揮できないことは十分想定できる。可搬式設備の問題点については、原告ら準備書面（3 2）の 5 4～5 7 頁でも主張したところである。

(4) 地震研究と地震対策

ア 活断層がすべて判明しているわけではない

活断層の調査研究の進展にもかかわらず、日本列島には把握できていない伏在断層が多数存在することは、原告らが既に何度も主張してきたところである。

イ 対症療法的な地震津波対策を克服せよ

内閣府中央防災会議は「南海トラフ巨大地震の地震像」を公表しており、地方公共団体や大手メディアでも独自に被害想定を公表しているが、原発事故との複合災害が十分想定されるにもかかわらず、そのことは無視されている。

都合の悪いことは無視するのではなく、我々は、現実を直視して、対策をとらなければならないのである。

3 全原発に及ぶ火山の影響（7 6 頁～）（連番 7 2）

(1) 火山影響評価ガイドの概略（7 6 頁）

ここでは、火山影響評価ガイドの概略として、「立地評価」と「影響評価」の 2 段階で行われることが説明されている。

(2) 噴火予測はできるのか（7 7 頁）

現在の火山学の知見では早期の的確な噴火予測はできない。火山噴火予知連絡会会長（当時）の藤井敏嗣・東京大学名誉教授は、マグマだまりの状況を的確に調査する方法は確立されていない旨を述べ、内閣府の検討会も、巨大噴火についての知見が非常に限られていること、今後大規模噴火が避けられず、短期間の連続噴火もあり得ることを述べ、早期の的確な噴火予測ができる段階にないことを国自身が認めている。しかし、火山ガイドは噴火の時期及び噴火の規模を早期に的確に予測でき、噴火前に

原子炉の停止と核燃料の搬出ができるという前提で作られているという問題がある。

(3) 「火山ガイド」にない基準「社会通念」論（77頁～）

さらに問題なのは、規制委員会はこの火山ガイドすらも軽視している。原子力規制委員会が2018年3月7日に提出した「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」の中で「低頻度な事象である（中略）巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される」とし、その理由として巨大噴火を想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていないことを挙げている。

しかし、内閣府検討会が「大規模火山災害対策への提言」を出して「火山防災マップ作成指針」が出されているので、巨大噴火を想定した防火対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていないとする部分は誤りである。

また、巨大噴火を想定した法規制がないことは、原発において規制を外す理由ではない。火山以外では後期更新世以降の活動を否定できない断層や、その発生確率が1000万年に1回以上の航空機落下による火災を想定した法規制は一般には行われていないが、原発では行われている。

また、巨大噴火はいつ起こってもおかしくない（破滅的噴火は地球科学的見地からは将来必ず発生し、すでに、いつ起きても不思議ではない時間が経過している）。日本では7000年から1万年に1回程度の頻度で、VEI7以上の破局的噴火が起こっているが、現在から遡ること7300年の間は、破局的噴火は起こっていないからである。

(4) 破局的噴火がもたらす被害（79頁）

一たび破局的噴火が発生すれば、この噴火がもたらす被害は甚大である。例えば大規模な降灰は社会に壊滅的な被害をもたらす。破局的噴火と原発事故が重なれば、福島第一原発事故をはるかに上回る被害が生じることが想定される。大量の放射性物質が広範囲に飛散し、人が生存できる環境でなくなり、超長期にわたって手が付けられなくなる。

(5) 過小であった火山灰濃度（79頁～）

火山灰が原子力発電所に降灰すれば電源を喪失する危険が生じる。火

山灰の濃度によっては非常用ディーゼル発電機のフィルタが目詰まりを起こすので、火山灰の濃度の想定が重要になるが、この火山灰濃度の想定が過小であったことが明らかになった。

4 老朽原発 破壊の危険性（81頁～）

(1) 原発の構造材料の劣化問題（81頁～）

原発は非常に多くの機器や部品で成り立っている。100万キロワット級原発の場合、配管は10000トン（総延長170キロメートル）、熱交換器140基などと言われるⁱ。その多くは金属材料でできており、金属材料の宿命として、必ず劣化する。

しかし、原発の機器や部品には全て安全上の意味があり、わずかな損傷が過酷事故につながりうる。それゆえ、人間の目で直接目視できない箇所であっても、超音波探傷機器による入念な点検が不可欠であるが、原子力規制委員会は、超音波探傷機器を当てることができない箇所は、検査を省くことを容認しているⁱⁱ。

原告らが、「原子力規制委員会の審査は不合理である」と主張するのは、こうした原子力規制委員会の安全性軽視の姿勢があるからである。

(2) 加圧水型 PWR のアキレス腱、蒸気発生器（82頁～）（連番78）

蒸気発生器は、加圧水型独特の機器であり、一次冷却水を流す細い管（伝熱細管と呼ぶ）が約6000本束ねられている。100万キロワット級原発の場合、これが4基備えられており、細管の総延長は400キロメートル程になる。

甲全第575号証でもいくつか紹介されているが、伝熱細管は加圧水型に特有であることからわかるように、加圧水型にとって不可欠な機器である一方で、細管の内外で激しい水の流れにさらされ、しかも熱を伝える働きを担うことから「熱的な力」ⁱⁱⁱを受ける。それゆえ、腐蝕や疲労による劣化が生じやすい。不可欠であるが故障しやすい、まさに「アキレス腱」なのである。地震による揺れの力が加われば事故の可能性が増すことは明らかである。

甲全第575号証の83～84頁では、蒸気発生器細管が、国内外で様々な事故を起こしてきたことが紹介されている。被告もまた例外ではなく、多くの事故を繰り返してきた^{iv}。事故が起きるたびに再発防止を口

にしながら、何度も繰り返してきた事実は、被告の安全性主張に信憑性がないことを如実に示している。

(3) 原子炉压力容器の中性子による劣化（85頁～）（連番77）

老朽原発では、核分裂反応時に飛び交う中性子が金属に当たることで、原子の配列が乱されて材料が脆くなる現象（脆性劣化）が深刻である。

脆性劣化した金属は、急激な温度変化により破壊のリスクが高まる。つまり、原発が事故を起こしたときに緊急冷却を行う必要が生じるが、緊急冷却によって容器の破壊をもたらすかもしれないという進退両難の事態に陥ってしまうのである。

それゆえ、そのような状態に至った原発の運転は認めないようにすべきであり、そのためには、脆性劣化の進行度をみる指標である脆性遷移温度について上限規制を設けることが必要であるが、我が国ではそのような規制を設けておらず、「破壊靱性評価」によって安全性の確認ができているとされている。

しかし、「破壊靱性評価」を行うために作成される「破壊靱性曲線」については、井野博満東京大学名誉教授によって、元にした破壊実験データに大きなバラツキ（倍・半分）があり不確実なこと、温度による変化も過小評価であること、亀裂を進展させる力にも求め方に恣意が入る余地がありうること等が指摘されている^v。

原告らも、準備書面19の34頁において、高浜1号機の破壊靱性曲線は信頼性に乏しいこと、準備書面（46）において、予測式が進化したという被告主張が誤りであること、そもそも予測式の導出過程に致命的欠陥があること等を明らかにしてきたところである。

i 甲全第137号証。甲全第575号証の81頁の表6もご参照。

ii 甲全第575号証82頁「点検は『できるところまででよい』のか」。なお、同種の問題は、原告ら準備書面19の27頁、原告ら準備書面（46）の14頁でも指摘した。

iii 温度差による膨張や収縮の際に周囲からあるいは材料内部の場所による膨張率の違いなどによって発生する力（甲全第575号証81頁の説明）。

iv 原告ら準備書面8ご参照。

v 甲全第575号証87頁。

5 使用済み核燃料と高レベル放射性廃棄物（88頁～）

(1) 大量の使用済み核燃料の危険性（88頁～）（連番20）

2018年3月末現在、日本には合計1万8080トンUという大量の使用済み核燃料が蓄積している。仮に地震等で、上記プールやその冷却機能が壊れた場合、1原子炉のメルトダウンをはるかに上回る放射性物質が拡散する危険性がある。福島第一原発4号機の使用済み核燃料プールの崩壊については、首都圏が襲われ、国家存亡の危機と言うべきシナリオもありえたが、偶然に残っていた水のために最悪の事態を免れたにすぎない。

しかし使用済み核燃料冷却設備の安全対策は、冷却プールが密閉構造になっておらず、冷却装置の耐震重要度は1ランク下げられているなど、重大な欠陥がある。

(2) 満杯になる貯蔵プールと保管方法（90頁～）（論点一覧表第3・連番が付されていないため新たに連番115とする）

六ヶ所村の再処理工場が予定を10年すぎた今でも完成・稼働しない中で、各原発の使用済み核燃料プールは満杯に近づいている。

そこで、各電力会社は、中間貯蔵施設における乾式貯蔵で対応しようとしているが、なかなか進んでいない。また、湿式の冷却プールの貯蔵能力増強を図るリラッキングでの対処は、使用済み核燃料による危険や事故時のリスクを増大させるとともに、中間貯蔵施設の最終貯蔵施設化につながる危惧がある。

(3) 地層処分方法には問題あり（92頁～）（連番115）

使用済み核燃料の再処理から生じる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）は、現在、六ヶ所再処理施設と東海再処理施設に合計2300本保管されている。地層処分が計画されており、10万年の管理が予定されている。

政府は2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の地層処分の科学的有望地の選定のため、「科学的特性マップ」を公表した。しかし、科学的有望地の要件・基準は、たとえば火山については、火山前線（海溝とほぼ並行して配列する火山群の海溝側の境界線のこと）から日本海側へ数十kmの範囲でどこでも噴火する可能性を無視して、現在ある火山の周

辺 15km の排除に終わっているなど、およそ科学的と言うにはふさわしくない杜撰なやり方である。もともと巨大地震が頻発する日本列島で 10 万年も安定な地層はありえない。日本学術会議の提言（2012 年 9 月 11 日「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」）に従い、管理方法を白紙に戻して再検討すべきである。

6 事故廃棄物の危険な行方（95 頁～）

第 7 第 9 章・若狭原発群の脅威（115 頁～）

本章は、再稼働原発、老朽原発、廃炉原発が最も集中する若狭原発群の問題点と危険性を示すとともに、活断層、火山灰、日本海側大津波の可能性など、原発に都合の悪い真実を示すものである。

本件各原発に直接関連する論点であるため、十分留意されたい（論点一覧表においても反映されたい）。

1 若狭原発群のさまざまな危険性（116 頁～）

（1）原発がもっとも集中する福井県若狭湾沿岸（116 頁～）

ア 多様な原発が最も集中する地域

ここでは、日本で建設・運転している 57 基の商業用原子力発電所のうち、13 基（研究開発段階炉を合わせると計 15 基）もの原発が福井県若狭湾に建設され、それらが直線距離で 50 km の範囲内の海岸線に密集していること（図 1）を指摘している。

イ 再稼働原発が最多の若狭

ここでは、若狭原発群に存在する原発（廃炉を決めた又はその見通しが強い原発を除いた 7 基）のすべてが特別な弱点を抱える加圧水型であるにもかかわらず、7 基とも再稼働が認可されて現在 4 基が稼働中であること、しかも高浜 1・2 号機と美浜 3 号機は運転開始後 40 年を超えた老朽原発であり、大飯 3・4 号機がプルサーマル運転であって、いずれも危険度の高い原発であることを指摘する。

そのうえで、複数の原発が近接し、同一サイトに複数の原子炉が稼働していることで、単独事故とは量的にも質的にも異なる危険性が生まれるとし、①事故の連鎖、巨大大事故への拡大の危険性、②それぞれの原発への対処が困難、あるいは不可能になる、③事故時の対応にかかわっ

て、機材も人員も不足、④住民の避難経路が制限されたり、なくなったりして逃げられない、⑤救援もできなくなる、⑥近畿はもちろん、日本の社会的・経済的活動全体を麻痺に陥れる危険等の被害や困難をもたらす可能性が大きいとし、それにもかかわらず、この危険性が新規制基準では全く問題にされていないことを批判している。

ウ 事故を頻発させてきた若狭原発群

ここでは、若狭原発群に関して2016年12月までに起こした主な事故は合計410件あり、その中でも日本における深刻な原子力事故8件のうちの4件が若狭で起きていることを指摘する。そのうえで、これまでの事故の際に常に問題になるのが安全に対する意識の低さと安全対策の杜撰さであり、この点は福島第一原発事故後の今現在も払拭されておらず、高浜原発において一次冷却水漏れ事故(2016.2.20)、その後の再稼働後の緊急停止(2016.2.29)、大型クレーンによる倒壊事故(2017.1.20)を起こしていることを指摘している。

エ 老朽原発の集中

ここでは、原発の運転期間を原則40年(1回に限り最大20年間延長できる)とし、運転延長は例外中の例外とされていたにもかかわらず、2016年7月以降、関西電力が申請した3基(いずれも経年40年を超える)はすべて認可されており、「運転期間60年」が例外ではなく原則となっていることを批判している。とりわけ高浜原発1号機の脆性遷移温度は日本の原発では最も高い99℃となっており、緊急冷却対策がかえって原子炉圧力容器破壊の大事故を引き起こしかねない状態になっていることを批判している。

(2) 廃炉ラッシュ、新たな問題の開始(118頁～)

ア 廃炉原発も若狭湾に集中

ここでは、福島第一原発事故の後、廃炉になった老朽原発(商業用)は、福島第一原発以外に9基あり、そのうち6基が若狭湾に集中しているが、2017年末までに廃炉に踏み切った原発はすべて電気出力がせいぜい50万kW程度の原発であることを指摘する。この点から、原子力業者が廃炉を決める基準は、老朽化に伴う危険性ではなく、再稼働に向けた工事費用が再稼働後の運転によって採算が取れるか

どうかという点にあることを指摘している。さらに、関西電力が2017年12月22日に大飯原発1・2号機（117.5万kW）の廃炉に踏み切っているが、これも結局は採算が判断基準であること、大型原発でも廃止せざるを得ないことは、原発推進政策にとって大きな打撃であることを指摘している。

イ 廃炉に長い「安全貯蔵期間」が必要

ここでは、今後、廃炉作業にかかわる諸問題が若狭の原発群で浮上するとし、すでに廃炉作業を行っている新型転換炉ふげんにおいて運転終了以降、主な事故で7件の報告があり、うち3件が作業員の内部被曝を伴う事故であることを批判する。そのうえで、作業員の内部被曝の危険性を考慮すれば、安全貯蔵期間が長期間必要であるとし、政府が設定している期間（10年）の短さを批判している。

ウ 廃炉・解体で生じる廃棄物の処理問題

全国57プラントすべての廃炉にともない発生する廃棄物の推定量は、総量で134万1000トンとされており、これらは放射能の強い方からL1、L2、L3、CLの4つに分類される。このうちCLは、放射性物質を含むものの低レベルであるとされ、放射性物質として扱わずに切り捨てることを示している。福島第一原発事故の廃棄物のように、量が大量になれば、基準を緩め、「再利用」を通じてレベルの高い廃棄物が全国に拡散されるおそれがあり、環境が汚染される危険性があると指摘している。

エ 廃炉は原発の町からの脱却にならない

ここでは、原発が廃炉になるとしても、廃炉作業が続く間は、長期にわたり廃炉に携わる原発労働者の町になる可能性がある。しかし、日本人労働者は高齢化と被曝線量の限界により確保できず、外国人労働者に頼らざるを得なくなりつつあることを指摘し、廃炉作業は30年程度で見積もるのではなく、100年単位で幾世代もかけた作業として国が計画し直す必要があり、様々な法整備等をする必要があるとしている。

2 若狭原発群と地震・津波・火山（121頁～）

(1) 若狭は活断層の密集地帯（121頁～）（連番29、30）

若狭湾は、地質学で「近畿トライアングル」と呼ばれる三角地帯の頂点に位置しており、山地と盆地が交互に何列も並んでいるのが特徴である。こうした地形は、日本列島が東西から押されたことによって形成されたと考えられている（押されて高くなったところが山地に、低くなったところが盆地になった。）。この東西から押す力はまた若狭湾に多くの活断層を作ることにもなった。

水平方向の力によって複数の断層が生じることがあり、共役断層と呼んでいる。若狭湾では、丹後半島・天橋立周辺の郷村断層と山田断層が共役断層である（甲全第274号証）。また、大飯原発の近くを通る、F0-B～F0-A～熊川断層と上林川断層も共役断層であると考えられる^{vi}。

これら共役断層は、元々同じ水平力によって生じたものであるから、活動も連動すると考えるべきであり、大飯原発の基準地震動はもっと大きく想定されるべきである。

(2) 若狭でも大津波は起きうる（122頁～）（連番64、96）

被告の津波対策は、東北地方太平洋沖地震の前と比べてほとんど変わっていない。その根拠の一つとなっているのが、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が示した、日本海側の津波高の低い予測である。

しかし、規制委員会の委員長代理であった島崎邦彦東京大学名誉教授は、日本海側の津波について、「武村式」ではなく「入倉・三宅式」を用いていることによって、特に西日本において過小評価になっていることを指摘した。

したがって、高浜原発で6～11.5メートル、大飯原発で6～8メートルという津波対策は見直されるべきである。

次に、津波の発生メカニズムに目を転じると、海洋地質学の研究者が、「現在の政府機関の津波専門家は『大地震＝大津波』という構図しか考えていない。これ以外に海底地すべりによっても津波が発生する」と指摘していることが重要である。甲全第575号証の124頁では、1998年にパプアニューギニア北西部で発生した海底地すべりにより発生したと考えられている津波が紹介されている。

甲全第575号証の124頁では、20メートルを超えたという記述が残っている万寿津波について、京都大学名誉教授の竹本修三氏が調査

した結果が紹介されている。竹本氏によれば、同津波の特徴を矛盾なく説明しうる発生メカニズムとして、海底の堆積性斜面崩壊による津波であった可能性があるとのことである。甲全第575号証の125頁には、若狭湾の原発もこのメカニズムによる津波に襲われる可能性があることを示す図面データが掲載されている。

(3) 若狭の原発でも無視できない火山灰（127頁～）（連番72）

この項では、大山生竹噴火由来の火山灰に関する京都市越畑地点の火山灰層厚に関する議論の経過を記述し、関西電力の報告内容が否定されたことや再稼働申請時の想定層厚が過小であり許可を取り消すべきことを述べている。

以上

vi このように考えることができる根拠については、甲全第575号証122頁右段のほか、原告ら準備書面21の13頁もご参照頂きたい。